

令和2年 第2回

南会津町議会全員協議会  
会議録

南会津町議会

## 令和2年南会津町議会全員協議会会議録目次

2月28日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	5
令和2年度南会津町当初予算概要について	5
南会津町公共施設等個別施設計画について	20
第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	26
木の町コミュニティ館（仮称）の進捗について	32
少雪経済対策について	38
◎閉会の宣告	56

# 令和2年第2回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和2年2月28日（金曜日）午前10時開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
  - (1) 令和2年度南会津町当初予算概要について
  - (2) 南会津町公共施設等個別施設計画について
  - (3) 第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
  - (4) 木の町コミュニティ館（仮称）の進捗について
  - (5) 少雪経済対策について
- 4 閉会

## 出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

## 欠席議員（なし）

## 説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	松山知恵	農林課林業成長 産業化推進室長
目黒智夫	総務課長補佐	星良栄	総合政策 課長補佐
渡部秀介	商工観光 課長補佐	星克之	農林 課長補佐
長谷川祐樹	総務課長	阿久津政臣	総合政策 企画政策係長
渡部和臣	財政係長 農林課長 農業振興係長	渡部高志	総合政策 課長 調査

**事務局職員出席者**

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

ただいまから令和2年第2回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、町長からの申し出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には何かとご多忙の折にもかかわらずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は大きな社会問題でありまして、いつどこで発生してもおかしくない状況となっております。

町民の方の感染防止に向けた周知、さらには住民からの問い合わせに答えるため、健康福祉課内に新型コロナウイルス相談窓口を2月14日に設置いたしました。

これまでの相談件数は1件であります。国内でのウイルス感染は拡大しておりまして、ここ一、二週間の対応が重要と報じられているところであります。また、昨日総理が全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、休校を要請するとの報道がありました。現時点では、政府の詳細な要請内容や留意点、それらを踏まえた県の対応等について未定となっておりますが、国を挙げて感染の拡大防止、予防に取り組むべき状況にあることを踏まえまして、本町といたしましても、要請を受け入れ、休校を実施する方向で早急に検討してまいりたいと考えております。このような状況を踏まえまして、本町としても対策本部を早急に設置し、対応に万全を期してまいります。

それでは、本日、協議事項として提案いたします5件の案件につきまして私からそれぞれの要点等をご説明申し上げます。

まず1点目は、令和2年度南会津町当初予算概要についてであります。

本件に関しましては、令和2年度の当初予算概要として、一般会計及び各特別会計の予算規模、さらには令和2年度に特に重点的に取り組む事業等に関し、ご説明申し上げるものであります。

次に、2点目の南会津町公共施設等個別施設計画についてであります。平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設に対する町としての方針を定めたところであります。この計画を上位計画として、個別に公共施設の在り方の検討を進めてまいりました。

これまで、地域協議会やタウンミーティングで提示し、またパブリックコメントを実施し、地域住民のご意見をいただきましたので、それらを反映した上で、今回、最終的な南会津町公共施設等総合管理計画個別施設計画として策定するものであります。

次に、3点目の第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

平成28年3月に南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、持続可能な社会づくり実現に向けた取組を進めてきましたが、令和元年度に第1期戦略で最終年を迎えることから、令和2年度を初年度とする第2期計画を策定するものであります。

策定計画に当たりましては、庁内に検討委員会を設置するとともに、町民から広くアイデア募集を行い、計画の策定を進めてきました。今回、計画の概要についてご説明させていただきます。

次に、4点目の木の町コミュニティ館（仮称）であります。木の町コミュニティ館の進捗についてであります。

林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業の指定期間の4年目を迎えて、木の町復活に向けた重点的な取組として、令和2年度には、（仮称）木の町コミュニティ館の建設準備に入ります。今回、建設予定地や建設スケジュール、さらには事業費等について、その計画の概要についてご説明をさせていただきます。

次に、5点目の少雪経済対策についてであります。

この冬の暖冬による記録的な雪不足は、スキー場への誘客や雇用に与える影響、さらには地域経済にも大きな影響を及ぼしております。

このため、去る2月14日に南会津町少雪経済対策本部を設置するとともに、県の動向や商工会との情報交換を行い、重点対策事項として相談窓口の設置、利子補給制度の充実、スキー場指定管理者への支援、さらには観光誘客のための宿泊費等助成について対応を行い、地域経済への影響緩和に努めることとしました。今回、その対策の内容についてご説明をさせていた

だきます。

以上、5項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をいたささせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後とも町政運営につきまして、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、今回の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



### ◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題については実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願いいたします。

初めに、令和2年度南会津町当初予算概要についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 おはようございます。

総務課長の渡部です。私のほうから令和2年度当初予算概要について、ご説明させていただきます。

まず、説明に入ります前に資料の変更をお願いいたします。

お配りしました資料1ページ、令和2年度南会津町一般会計及び特別会計等予算総括表の一般会計の欄に変更があります。本年度予算額134億1,700万円とありますが、134億2,300万円となります。同じく、本年度予算の財源内訳、特定財源、地方債の欄になりますが、19億6,080万円が19億6,740万円、その他4億2,992万2,000円が4億2,932万2,000円となります。



これにつきましては、当初、公共土木施設の災害復旧に係る小災害復旧事業分を年度内完成が見込まれないため、繰越明許費として行う予定でありましたが、未発注繰越しとなる箇所が多いため、改めて令和2年当初予算において、過年小災害復旧事業費として実施することとしたための変更でございます。

この変更に伴いまして、同ページの各項目の合計欄、それから2ページ、3ページの予算額につきましても変更箇所があります。なお、変更箇所につきましては、本日、机の上に配付いたしました別紙の朱書きのとおりでございます。なお、本日、議会定例会議案書等を配付いたしますが、それらにつきましては、変更内容を踏まえた形となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、これから私の説明につきましても、変更後の数値で説明をさせていただきますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

まず、説明なんです、令和2年度の予算を組み立てるに当たりましては、令和元年10月17日に予算編成会議を行いました。歳入の大半を占める普通交付税につきましては、平成28年度からの激変緩和措置が令和2年度で終了、つまりは最終年度ということになります。このような中にありまして、全職員が将来を見据えて限られた財源の中で、最大限の効果が発揮できるよう創意工夫をもって事業に当たることはもちろんなんです、町民が安心して働き、子供を生み育てられる環境づくり、あるいは少子高齢化、人口減少への思い切った対応が必要であることから、令和2年度の基本目標、スローガンを「住んでよかった、これからはずっと住み続けたい希望に満ちた町の実現に向けて」としまして、第2次総合振興計画で定める重点事業、さらには令和2年度の基本目標実現のために各課において、選択と集中による事業の組立てを行いました。

各会計の予算規模等につきましては、まず1ページに掲載のとおりでございます。本日お配りしました総括表をご覧くださいと思います。

一般会計におきましては、前年度予算額と比較しまして5億8,900万円増の134億2,300万円となりました。これについては民生費、さらには木の町コミュニティ館建設準備に入るほか、電波法の改正に基づく防災行政無線の更新事業、過年度災害復旧事業などが増額の要因となっております。

また、特別会計におきましては、総括表のとおりであります、介護保険特別会計におきましては、これまでの実績に基づき予算編成を行った結果、大幅な増額となっております。

なお、会計間の繰り入れ、繰出しは下の表のとおりでございます。

次に、一般会計の歳入歳出につきまして、主な概要を説明させていただきます。

まず2ページ、歳出であります。第1款町税から第5款株式等譲渡所得割交付金及び第7款地方消費税交付金、第8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、今年度の実績等から算出いたしました。第11款地方交付税は、前年度の当初予算額からは増額となっておりますが、近年の交付実績から予算計上したものでございます。

第13款分担金及び負担金と第14款使用料及び手数料の減額の要因につきましては、3歳児以上の保育料無料化に伴いまして、私立保育園の負担金、公立保育所の使用料が減額になったことによるものでございます。

第15款国庫支出金及び第16款県支出金は、過年災害復旧事業費や林業成長産業化地域モデル事業の実施に伴いまして増額となるものでございます。

第22款町債につきましては、木の町コミュニティ館、防災行政無線更新事業、さらには災害復旧事業に充当することから、前年度比10.0%の増加となっております。

なお、第6款法人事業税交付金につきましては、地方法人特別税等の廃止に伴いまして、新たに設けられることとなったためでありまして、第9款環境性能割交付金につきましても、これまでの自動車取得税に代わり、昨年10月より導入されたため、皆増となっております。このため、自動車取得税交付金につきましては、皆減ということになっております。

次に、3ページ、歳出の主な増減の大きいものにつきましてご説明させていただきたいと思っております。

第6款農林水産業費は2億1,122万4,000円の増でありまして、新たに強い農業担い手づくり総合支援事業に取り組むほか、(仮称)木の町コミュニティ館建設のための用地取得費の計上などによるものでございます。

第7款商工費は、さゆり荘建設事業が継続されるほか、新たな事業としまして、東武軸連携外国人観光客誘客事業や小規模事業者等活性化事業に取り組むことによりまして、対前年度比4.3%の増加となっております。

第9款消防費につきましては、防災行政無線更新事業に着手しますが、全体としましては、消防署新庁舎建設事業負担金などの減額などによりまして、全体では12.5%の減となっております。

第10款教育費であります。山村留学を実施するための基本計画策定に着手すること、さらには東京オリンピック・パラリンピック参画事業を実施するなど、新たな事業に取り組むほか、今年度に引き続きまして御蔵入交流館設備改修事業を行うため増額となっております。

第11款災害復旧費は、過年災害復旧事業費を計上したことによりまして、事業費が大幅な増額となっております。

次に、令和2年度に重点目標達成のために取り組む事業のうち、特に力を注ぐ事業、注力事業の中から、新規事業等を中心に何点かご説明させていただきたいと思います。

まず、4ページになります。

4ページ、一般会計の分になりますが、表の見方としましては、番号の次に新とあるものは新規事業でございます。款、名称、事業名、担当課、予算額となりまして、一番右側に事業内容が記載されてございます。

主なもの、何点かご説明いたします。まず1番、チームビルディングツーリズム事業であります。南会津町の持っている地域資源を活用しまして、企業の研修として利用していただくというものでありまして、令和2年度は資源の掘り起こし、モニターツアーなどを実施しながらニーズに把握に努めるものでございます。2年目、3年目で本格稼働につなげていきたいと考えております。社員研修の場ということでございますので、継続的な関わりが保てること、SNSでの発信によりまして国内外の利用企業等、増加する可能性を持っているというものでございます。これにつきましては、地方創生推進交付金を活用しての事業実施というふうを考えております。

次に、番号2、RPA実証実験であります。RPAとはIT技術やAIを活用して定型の業務や単純作業を自動化する技術で、単純作業の効率化を図れるような事務からシステムの実証実験を行っていきます。

次に、11番、森林環境譲与税事業であります。民有林における林業経営の効率化、森林経営の適正化を促進するため、町が森林所有者と林業経営者をつなぎ、適正な森林管理を目指すというものでございます。

次に、16番、町営住宅会下団地住戸改善事業であります。建築から30年以上が経過しまして、施設の老朽化が著しくなってきました会下団地なんです。継続的に活用していただくために大規模な改修が必要となることから、そのための実施設計を行います。

次に、18番、防災行政無線更新事業であります。南郷地域の防災行政無線設備を電波法の改正に基づいた新規格へと改修するものと併せまして、災害時に情報伝達を一斉送信できるシステムを本庁親局に加える設備工事を行うものでございます。

次に、19番、山村留学事業であります。都会の子供たちの山村留学を実施するための基本設計の策定を行います。

次に、20番、御蔵入交流館照明設備事業工事であります。今年度、音響設備改修工事を行いました。令和2年度におきましては、照明設備のLED化等の大規模改修を行うものであります。

次に、21番、東京オリンピック・パラリンピック参画事業であります。アルメニア共和国のホストタウンということでございまして、大会終了後の交流事業の実施など、交流を通して地域の魅力を国内外に発信し、地域の活性化に結びつけていくというものでございます。

また、特別会計については5ページのとおりであります。

以上、当初予算の概要ということで説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長　それでは、これよりただいまの説明内容について質問、ご意見等ありましたら、発言を受けます。

ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員　何点か質問させてください。

まず、ふるさと納税という寄附金がありますよね。これは、一応寄附金の中に入っていると思うんですけども、その中身というか、例えば、返礼品がありますよね、ふるさと納税には。それを引いた金額がこれに載っているのでしょうか。それとも寄附金された全額がこのお金になっているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長　お答えいたします。

ふるさと納税に関するご質問ということでございますが、概要書の2ページの歳入の款の18寄附金というのがございますが、こちらに2,401万1,000円計上になっております。こちらが、ふるさと納税の寄附金を含んでおります。この中の2,400万円がふるさと納税の寄附金の額になっております。

その後、おただしの経費が引いてあるのかという話がありましたが、町の会計上は歳入は歳入、出るものは出るものということで分けて計上いたしますので、こちらはふるさと納税として純粋に収入する2,400万円分が計上されております。なお、経費につきましては、歳出予算の中の総務費の中に計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長　2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ありがとうございます。

それで、歳出の項目でいろいろ注力事業一覧の中であったんですけども、実はこの後出てくる公共施設等総合管理計画の中で、いろいろ廃止とかそういう事業が入ってきますよね。この歳出の事業の一覧の中にその項目が入っているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

歳出につきましては、廃止する施設がそれぞれの所管課になりますので、それぞれの歳出予算の中に入ってくるという形になります。一括してのこの注力事業の中に合計で幾らというのは入ってございません。ちなみに、令和2年度でいきますと、廃止施設は7施設になります。その予算は、廃止する施設が農林課の施設であったり、生涯学習課、あとは総務課管財係というそれぞれの課にまたがっているものですから、それぞれの課の中で施設の管理の中に計上されているということでございます。

○室井嘉吉議長 そのほか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 まずは、地方交付税の関係についてちょっとお伺いします。

一応、当初予算費で決算の関係はまた別になろうかと思いますが、令和元年度が60億7,000万円、令和2年度60億7,200万円というような形で、一応、これから先ほど令和2年度、合併特例の算定が終わるといような説明があったわけですが、一応、令和2年度というか、当初予算からすれば逆に落ち込んではいないようなんだけど、一応、その見込みとしてはどのように考えているか教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

地方交付税ということで、その中の普通交付税ということでお話しさせていただきますと、28年から激変緩和ということになっておりまして、28年、29年度では、対前年度と比較しまして3億4,000万、3億6,000万ということで減っております。30年につきましては、対前年1億100万、令和元年ですと4,800万という形で減ってきております。

見込みとしましては、この半分くらいは今年度減るのかなという思いはありますが、思ったより桁として、この数年間入ってきているという状況はございます。ちなみに、令和元年の当初予算の普通交付税でいきますと、予算額は56億8,000万円でしたが、普通交付税の歳入交付額は57億8,487万1,000円でございます。今回、普通交付税として予算計上したのは、56億

9,200万円ということで計上しましたので、大体このような見込みでは入ってくるのかなと想定をしております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 いろいろ財政的にこれから大変だなというふうに思いますが、頑張って予算措置というか、お願いしたいなと思う。

次に、一般会計からの特別会計への予算の繰出しの関係でございますが、一応、国民健康保険が私の積算の仕方がいいのかどうかちょっと分からないのですが、それぞれの特別会計の総予算に占める繰出額を見てみますと、一応、国保で10.39、以下34.64、16.28、そして60.61、46.35、29.13というような形で、結構一般会計からそれぞれ特別会計への持ち出しをしないと、この特別会計の予算が組めないというような形で一応なっているのではないかなと思います。この繰出額というのは、どの程度の割合までなら健全というような捉え方というか、そういうまず基準はあるのかどうかちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 財政係長の長谷川でございます。

今のご質問にお答えいたしますが、特別会計には繰出し基準というのが各項目にございます。例えば、国民健康保険であれば、出産育児一時金、そういったものが支給されますが、その3分の2に相当する額を支給するであったりとか、そういった基準があります。基準外繰出し、基準内繰出しあるんですが、南会津町には、基本的には基準外繰出しはございません。国の定めによった基準内の繰出し、先ほど国民健康保険で申しましたように、出産育児一時金に係る経費の3分の2を出すであったりとか、それから、介護保険につきましては、一般会計のほうから負担しなきゃいけないという割合がありまして、その分を出しているとか、そういった形でございます。

それ以外に、国民健康保険、後期高齢者医療特別会計、それから介護保険、下水道、それから水道につきましては、そこにプラスで人件費ということで、町の職員がその仕事に関わっているということで、人件費相当分も繰り出しているものですから、各会計によってももちろん基準額も違いますし、人件費の割合といたしますか、そういったところも違いますので、基本的に各会計統一的な基準というような形ではないんですが、そういった形で繰出しをしております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今のは確かに国保に繰り出しできるのは、こういう基準ですよ、介護

保険もこうですよ、あと、それぞれの特別会計の事業の関係では人件費等々を繰出しをしてもいいよというふうに書いてあるんだということなんですが、ざっくばらんなところ、私が知りたいのは、その繰出額というのが現実的に、例えば農林業集落排水が60.61%、こう占めているわけですよ、繰出しが、そうすると、それが全部、今の説明からしますと、これ単純に人件費というような形になっているのか、やはりそうではないんじゃないかなというふうに私は考えている。

ただ、そのそういった対応の仕方としていいのかどうか、いいというか、基準内で一応見ている中身として、ちゃんとやられてますという答弁だとは思いますが、どこら辺までだったらこういうものが一般会計から特別会計への盛り出しというか、当然、特別会計というのは、その収入と支出をその中でやっていくというのが一番健全なわけですから、そのところ、ざっくばらんに、やはり大変だというか、今、人口減になったり収入も減っている中で、全て、例えば国民健康保険とか、介護保険とかも大分3年ごとの見直し等々、国民健康保険はほとんど毎年かもしれませんが、介護保険なんかは3年ごとの見直しの中で実際に上げざるを得ない、そうすると、なかなか大変だというのも実際的に町の負担というのも大変だというのも分かるわけですが、そういう現状分析的なもの、何かされているのかどうかというのはどうでしょうか。

例えば、これはあれでしょうか、国民健康保険の場合は、それぞれの担当課というような捉え方になるのでしょうか。ちょっとまとめてそういう特別会計6本ですから、私の聞き方がそれではなかなか答弁ができないよという形になるのでしょうか。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 答えいたします。

例えば、国民健康保険、それから介護保険、後期高齢者医療というのは、基本的には何と申すでしょう、給付に対する分の繰出しというのが多いんですが、先ほどありましたように農業集落排水とか公共下水道、水道といったところには、町債、地方債を発行して施設を整備したりする分の償還分とかが入っているんです。ですので、水道関係、下水道関係につきましては、そういったものが多い繰出しになっています。それも、ルールに基づいた額での繰出しというような形になっています。

議員おただしありました国民健康保険の例えば、昨年ありましたが、保険料の分でどうしても今は制度が変わりまして、最終的に県に納める額が足りないという場合に基準外繰出しということで、一般会計から出したということもございますが、今現状は当初予算で組んでおりま

すのは、保険税の算出を住民生活課のほうでしまして、それに基づいて、あとは基本的な給付に対するルールで何%、一般会計から出さなきゃいけないよという部分での繰出しをしているということで計算されています。

以上です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 予算の管理の話があったかと思えますけれども、当然、所管課のほうでそれを把握し、総務課では財政サイドがしっかりチェックをして、ルールに基づいた積算になっているかどうか、それらを踏まえて予算計上しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、私は例えば、この特別会計の繰出しが占める実際の繰出額というのがどの程度だと、確かに先ほど来、一応、例えば農林業集落排水は60.61%の繰出額、総予算に占める割合が6割を超えているわけです。だから、そういうものが妥当なのかどうかというか、どういう捉え方をされているのかどうか、ただ、それは全部基準にのっているから、極端に言えば8割いっても大丈夫なんだよというようなそういう捉まえ方で一応、執行部としては考えておられるのか、やはり一定の、先ほど一番冒頭に聞きましたように、この程度であればやはり健全だというような、やはり例えば県内とか、そういう同じような規模の町村とかを見ながら考えた場合はこう考えていますというような、そのような基準的なものというのは、町としては持ってないんでしょうか。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 答えいたします。

町での基準というものはございません。町では、先ほどの例えば農業集落排水事業であれば、地方債を発行して施設を改修したり造ったりしているものですから、後で交付税で起債を借りた分の何%というのが返ってきます。その分が償還の見合い分として繰り出すというような形で国の基準で固まっている部分を出しているというような形になります。

ただ、先ほども申し上げましたように、国民健康保険であったり介護保険というのは、給付に対する繰出しというのがほとんど大きなところを占めておりますので、それはルール分に基づきまして繰り出すんですが、直接、特別会計に県や国から補助金が入る場合と、一般会計を通して特別会計に入れるという2パターンありまして、一般会計から繰り出す分は、国・県からもらったものを素通りと言ったら変なんですけど、そこにルール分の町で一般会計で出さなき



やいけないものを足しながら繰り出すというような形で構成されております。

ですので、町では基準はありませんが、町としては国のルールに従ってと言いますか、もともと定まっている基準に基づいて繰り出しているということですので、無理な繰出しをしているとか、多く繰り出しているというような形ではないというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そういう、ここが極端な言い方すれば、全ての特別会計がなかなか保険料が払えない人が結構多くて、そして5割とか6割とか7割とか、そういう数字になったとしてもそれは何ともないんだというような捉え方なのか、やはり一定のそのこの予算措置の特別会計として捉えた場合、やはり健全な形というのは、特に町としてはないという理解でよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 ただいま農林業集落排水事業について、私のほうから議員おただしのこの60%、繰出しをしているということで、財政上、今後どうなのかというふうなおただしというふうに意識しております。

その中で、今、総務課職員のほうから、この例えば8,400万ということについては基準内の繰り入れというようなことでお話、答弁させていただいておりますけれども、実質、この特別会計については、経営を健全に行うという観点の中で、使用料に基づいてその経費を賄っていくというようなことで進めております。

その経費と言いますのは、通常、いわゆる日常業務に関する動力費であったり委託料であったり、あるいは修繕料であったりというようなことを積み重ねたところ、料金でもって賄っていくと。実質、この今、基準内繰り入れということにつきましては、利子、今まで実質工事をやった部分のいわゆる利子分であったり元金の償還であったり、こういったものを規定に基づいて返還しているお金というようなことのでございますので、健全というふうな観点の中では、こういった使用料に基づきながら、基本的な日常管理をしっかりとやっているというようなことについてご理解をいただきたいと思っております。

それについては公共下水道事業についても全く同様の内容でございます。水道事業につきましても、そういった観点の中で、これは企業会計というようなことで、ちょっと複雑にはなりますけれども、そういった使用料の収入でもって基本的な日常の管理についてしっかりと担保していくというようなことでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 先ほどのご質問の中にありました内容についてですが、当初予算の段階では、基本的には各種、例えば先ほどからお話がありましたように、国民健康保険の部分につきましても、現時点での税の見込みを立てまして、その中から会計上、運営できるかというところから予算のつくりが始まっていきます。

ですので、さらに6月に本算定ということで、その年の国民健康保険税の税額が決まったりいたしますので、その状況によって予算内の構築が変わってくるということはあると思います。ですので、現時点で運営上、厳しくなるというような想定はちょっとなかなか難しいところはあるんですが、現時点の数字の中での保険税の見込みを踏まえた中での予算計上となっているというような形でございます。

○室井嘉吉議長 いいですか。

ほかにございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 大きく2点について伺います。

昨日、ニュースで東京都の日野市が財政危機だということで宣言を出されておりました。非常にびっくりしました。東京都内でもそういったところがあるのかと。見てみると、やはり地方交付税がないということがまず、我々との大きな違いであるものの、その中で大きな理由として2つ言っておられました。

1つはやはり、特会への繰り出し、今ほど6番議員からもありましたように、やはりそれぞれの会計できつくなると、先ほどあったような基準内だけでは済まず、財政的支援がどうしても必要になる。高齢化が進むことによって、住民税等が減ることによって、そこに補填しなくてはならないという構図なのかなと想像しました。そういった観点からも、先ほどの質疑は伺っていたんですけども、もう一つ、そこで理由に挙げていたものが、会計年度任用職員についてです。やはり、こちらの給与増というのは大きな負担になっているということで、予定されていた市道の改修であったり、造成工事というのを中止するというような宣言を出されておまして、このようにも響くのかなというところでびっくりしました。

先日、南会津町環境衛生組合の議会の一員でございますので、新年度の会計について承認したわけですが、その中で質疑した際には、各町村の会計年度任用職員がどれくらいいて、どれくらい負担増になるんですかという質疑をさせていただいたときに、各町村が決まらないと決められないというようなお話がありました。つまり、国で方針が財源についても補償がな

いので決められなくて、県でもなかなかはっきりしないという状況は昨年度末から伺ってありました。

しかしながらも、2月から募集もかかっているところで、そろそろ3月になって、勤められる人においても大きな問題でございます。まして今回、新年度の予算を我々としましては承認しなくては、審議しなくてはなりません。そういったところで、会計年度任用職員の制度について具体的な給与であるとか、そういった条件であるとか、そういったもののお決まりかどうか、まず伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 答えいたします。

会計年度任用職員の制度につきましては、4月1日から実施しなければならないということになっておりまして、県のほうの規則が、前の私のほうの説明では12月いっぱいに出るので、1月いっぱいには制定したいというふうに申し上げたところでございますが、県のほうの定まったのが1月入ってからでして、最近、うちのほうにも来ております、その要項が。それに基づいて今、作成をしているというところでございますが、併せて、うちのほう職員の募集も行っているところでございます。来年度、新年度については144名、会計年度任用職員ということで雇用したいということで予算を計上しております。

この予算については、会計年度任用職員が我々と同じ給料表のところに位置付けられて、年数がたつにつれて職歴加算がされて、年々給与が上がっていくということになります。こういったことから、現時点の予算確保としては、一番上限を見て、ある程度余裕を持って見てということで、現在、例えば、いる方を年数、想定した上で予算を作り込んできました。これが、これから採用に当たって人が決まってきます。そうすると1人ごとに年数だったり違うものですから、細かく今後、給料のほうはそれぞれ作成していくということにはなりません。

ただし、予算確保に当たっては、ある程度見込まれる上のところで想定をして確保させていただくということで進めているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 使用する給料表というのは決まっているので、あとは年齢とか今までの職歴といった部分でどこに当てはまるかというところで決まってくるので、つまりは、雇用する人が決まらないうと、採用試験を行った後、採用する人が全て144名が決まらないうと、具体的な額が見えてこないということと認識しました。

つまり、それによってもボーナスの額とかが決まってくると思うんですけども、現在、想

定としては、それによる予算の増というのは、大体、何十万から何千万まで、私は予想できるのかなど、少し想像してみるとちょっと分からないところがあるものですから、例えば、これ6月補正でそこで補正するということになるかと思いますが、足りない場合は、そういった場合はどれくらいの債と言いますか、想定されているのか伺います。全体ですね。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今ほどありましたように、職員の例えば通常の一般事務の臨時職員ですと、1の5、資格を持っている人は2の1とか、全て決めて、そこにプラスしていくという形になりますので、総額は、人が決まらなると決まらなということではありますが、前年度と今まで賃金で払っていたものと比べますと、当然、ボーナス分は増えますので、その部分は増えるということなんです。人件費の補正については、我々、12月に配置換えによって調整しますので、そこに合わせてやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 すみません、質疑が少し曖昧でした。

12月で補正されるということですが、今現在で人件費全体として最大で見積もっているというようなことでしたが、昨年度比でどれくらい増えているかお示してください。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、既に皆様ご承知かもしれませんが、今まで臨時職員という賃金で払っていた方プラス報酬で払っていた非常勤特別職、そちらの方の一部が会計年度任用職員という制度に振り替わりになります。大きく違うのは、報酬で払っていた、賃金で払っていたところにプラスで超過勤務手当、非常勤特別職の方には、今まで超過勤務手当というのは支給していませんでしたので、超過勤務手当が増えます。それから、期末手当ということで、期末手当が増えるような形になります。

144人の今、予算を作っておりますが、全体で共済費等も含めまして大体3億4,000万ほどの予算を現在、計上しているところでございます。先ほどお話ありましたように、臨時職員でいた方、それから報酬で払っていた方、その差が現在資料ございませんが、単純に超過勤務手当、それから期末手当が増えたということになります。さらに、臨時職員の方、今まで11か月雇用でしたので、それが年間の12か月雇用になるということで、1か月程度増えますの

で、大体、おおよそでございますが、5,000万、6,000万、その程度の額は増加しているという形になってございます。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきましては、普通交付税のほうで措置がされるということで国からの話は来ているんですが、それは全国的に期末手当の額というか、支給率がばらばらでございますので、一概にうちが払っているもの全てが来るというような形ではちょっと想定はできないのかなというふうに思っております。ある一定の基準での交付税措置はされるというような形になってございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 詳細な明示、ありがとうございました。よく分かりました。

また恐らく、これは給与の予算書にも今後出てくることかと思っておりますので、注視して見ていきたいと思っております。

また、国等に対する要望についても議会としても取り組まなくてはいけないなと感じておりますので、一生懸命やっていきたいと思っております。

もう一つのことについて、森林環境譲与税事業についてです。

全て、一般財源でこういったことをやるということになっておりますが、財源としては譲与税、当然、想定されていると思うんですが、これ一般財源になっているのはまず何でしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林環境譲与税につきましては、今現在、令和元年度につきましては、譲与税特別会計における譲与ということで、税金という形で今、入ってきております。

来年度以降につきましては、地方公共団体金融機構の金利変動準備金というものの充てるとお伺いしております。そちらも同じく税金という形で入ってきておりますので、一般的な国や県の補助金と違うということで、こちらにつきましては、ゼロという形になっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 次に、この実際に要は土地所有者と事業者をつなげてしっかり森林管理をやっていきますよというような事業かと思うんですが、具体的にこの三千、四千万弱のお金が発生するというのは、どういったところ発生するのでしょうか。具体的な使い道ですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

まず、私有林、人工林に係ります意向調査ということで、森林の集積に関係が係る意向調査で、金額につきましてはそういった部分と、あとは新たな事業といたしまして、労働安全対策事業、それと搬出間伐促進事業ということで、森林整備関係に関わる事業、さらには木質、木材利用推進事業ということで、びわのかげ保育所の椅子の新たな改良と言いますか、購入を考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 具体的にどれくらいかかるか、どの辺で大きなお金がかかるのか、お知らせいただければ、なおよかったんですけども、これをやるのに現在ある、例えば森林組合であるとかそれぞれの事業者というのは想像できるんですが、町が仲介人となるというようなところで、果たしてこれが実行するのはどのような機関であつたり人材なのか、あと、必要な制度とか条例等、新たに組み込む必要があるのか、そこについて伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、実行いたす意向調査につきましては、今現在、今年度につきましても、森林組合のほうで意向調査を実施しているような状況で、来年度以降もやはり組合員情報が豊富ということで、森林組合を考えているところでございます。

新たな制度と言いますか、要綱等の告知につきましては、今現在、修正計画を策定をしているんですが、なかなかこちらの修正計画が意向調査の段階ですので、まだ見えてきていないというのが現状でございます。意向調査後の修正計画までやはり数年間かかると今現在見込んでおりまして、その期間の中で国の制度にのっとって要綱、要領等を定めてまいりたいと考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ということで、この制度、できまして発足する時点ですので、これからそのスタートだというような認識かなと思いました。ぜひ、やはり森林の確保、こういった気象条件いろいろと変わってくる中で、田舎のこういった地方の役割というのは非常に大事なところでございますので、ぜひ有効に資源を活用して進めていただきたいと思います。

もう少し聞きたいところもありますが、これはまた別の機会にお聞きしたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、ないようでございますので、これで令和2年度南会津町当初予算概要についてを終わります。

次に、南会津町公共施設等個別施設計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総務課課長補佐。

○目黒智夫総務課長補佐 総務課課長補佐兼管財係長の目黒智夫でございます。

私からは南会津町公共施設等個別施設計画についてご説明いたします。

本計画につきましては、総合管理計画に基づく計画として平成30年度、令和元年度の2年にわたり、地域協議会、タウンミーティング、全員協議会等での意見及び関係団体等の意向により調整をし、さらにはパブリックコメントでの意見を踏まえ、個別計画案の検討を行い、2月14日、個別施設計画策定検討委員会において最終決定し、今回議員の皆様へご説明の上、3月に個別計画及びパブリックコメントで提出された意見、これに対する町の考え方を公表することとしております。

本日は、大きく2点についてご説明いたします。

初めに、パブリックコメントの結果についてであります。

パブリックコメントにつきましては、本年1月7日から2月7日まで役場本庁舎及び各総合支所での閲覧、町ホームページで掲載し、町民の方から1件意見が提出され、2月14日、個別施設計画策定検討委員会で検討を行ったところです。

提出された意見につきましては、お手元の資料、ワンペーパーとなっております公表資料、南会津町公共施設等総合管理計画個別施設計画第1期（案）に係る住民意見公募（パブリックコメント）の結果をご覧いただきたいと思っております。

今回、提出された意見につきましては、ご覧のとおり、☆園会館の活用に関するものであります。意見への対応内容としましては、今後、施設所管課を中心に財政状況も考慮しながら、中期的に検討を加えていきますとの町の考え方を公表することといたしました。

次に、2点目、冊子となった南会津町公共施設等総合管理計画個別施設計画第1期をご覧願います。

昨年12月、全員協議会で説明いたしました計画案からの施設ごとの見直し点ではありますが、53ページをご覧ください。19番、久川城休憩所でございますが、使用していないため継続から除却に見直しをいたしました。

続きまして、61ページをご覧ください。

45番、寺前団地観音寺1号棟につきましては、町営住宅としての耐用年数が経過したため、普通財産の住宅として活用するため、廃止から継続に見直しいたしました。

続きまして、64ページをご覧ください。

82番、松戸原団地2号棟につきましては、同じく町営住宅としての耐用年数が経過したため、普通財産の住宅として活用するため、説明欄を継続して維持管理を行いますから行政財産から普通財産へ所管換えを行い住宅として活用しますに見直しをいたしました。

続きまして、68ページをご覧ください。

11番、チップ生産保管施設につきましては、チップ生産を中止し、指定管理施設から除外するため、説明欄を継続して維持管理を行いますから行政財産から普通財産へ所管換えを行い、倉庫として活用しますに見直しを行いました。

また、今回見直しを行いました寺前団地観音寺1号棟、松戸原団地2号棟及びチップ生産保管施設につきましては、本定例会におきまして議案としてそれぞれ施設条例の一部を改正を提案しておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、89ページ、こちらの集計結果につきましては、計画案と比較しますと、継続、建替、統合、譲渡は変更ありませんが、除却は68棟から69棟で1棟の増、廃止は34棟から33棟で1棟の減となっております。

縮減率につきましては、譲渡、除却、廃止の割合は11.3%となり、総合管理計画の令和8年度までの縮減目標12.7%とほぼ同じくらいとなります。

以上、ご説明申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 それではこれより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けてまいります。

ございますか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今回、パブリックコメントは1件、そして☆園会館の活用についてということで、一応提出された意見が出されています。

ある意味では大分、町民の関心の高いものというふうに考えますので、今後、慎重な検討と必要に応じて、議会にも説明をお願いをしたいというふうに考えますが、一問一答ですから、まず1点目、これについて執行部の見解をお願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。



○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

今回出されましたパブリックコメントにつきましては、今後の活用の仕方について何点か提案がございました。

そのことにつきましては、このパブリックコメントの中にも書いてありましたとおり、中長期的に検討を加えるというような考え方の中で、令和8年を目途に関係団体等も含めまして経費であったり活用の方法について検討をする考えでございますので、ご理解を願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 令和8年までというふうになっているわけですが、やはり十分な議論が必要というふうに思いますので、連続した検討を要請をしたいと思います。

私からは以上でございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今の☆園会館のことについて、パブリックコメントも拝見いたしました。要約はされていたものの、私も職員の方とお話しします。そこでの不安をお聞きしますと、つまり論点がかみ合っていないなということを感じています。

1つは、☆園会館の役割が本当に果たされたのかという部分でございます。やはり、思い入れがあってそこで働いている方がいらっしゃいます。そうすると、常にお客様がいらっしゃいますので、この施設のすばらしさであったり効果というものをお感じになるんだと思います。

町としては、屋台庫が、大屋台庫ができたことによって、年間を通して屋台を生のものが見られるので、役割を果たしたというものの、一方で、ああいった体系的に職員が紹介しながら見られる施設というのも必要ではないですかということをおっしゃっておりました。

という部分からですと、やはり論点がずれているのではないかなと、これまでも一般質問等で数名の議員の皆さんが質問をされている場合もそうなんですけれども、その認識が違うために論点がずれてしまう、そうすると、やはり将来に対する不安が生まれるということが続いているようです。私からはぜひ、そういった論点をしっかり整理した上で、どうやったらその役割を果たしたという部分に対して納得性を保つことができるのか、皆が納得できるのかということに対して、ぜひ注力を払っていただきたいなと思っております。

こうして、パブリックコメントでも出される、議員としても一般質問等でも出る、つまり、やはり一定程度のニーズといいますか声があるということですので、ぜひ丁寧に進めていただきたいなということ要望したいと思います。

それで、質疑といたしましては、今後、中長期的に進めると、令和8年度までに進めるということですが、具体的にどの段階でそういったことをお話し合いの場を持ち、調整していくのか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

この公共施設等の統廃合を含め、廃止も含め、それから今後の利活用も含め、いずれ新しく造る公共施設もあるわけでございますけれども、これまでいろいろな長年の中で必要であった公共施設、役割を果たしている公共施設、それから、それらがある程度役割を果たしたんでないかなとそういう判断をされる施設、これらにつきましても、当然その関係者等も十分協議をしながら進めていくのが基本でございます。

それで、そうした中で、確かに議員、認識のずれとおっしゃいましたけれども、それらを統廃合することによってまたパワーアップできるということも実際は出てくると思うんです。ですから、そこのところはしっかりと論点を捉えて、お互いの認識といいますか意識を統一する、理解してもらえるように私どもも当然努力していかなければなりません。

ですけれども、相対論として、やはり全体的には賛成しますよ、ですけれども、各論になるとちょっとというような話になりやすいことだと思うんです。ですから、その辺も含めて、お互いがしっかり今後の計画も我々も説明して、そしてこれらを廃止する理由、それから今度また、統合する理由、それをしっかり町として整理をしながら皆さん方と議論を深めていきたいと、それがまず基本的な公共施設の管理計画になると思います。

ですから、そういう意味でこれまでも☆園会館のことはいろいろ質問もございましたが、そういう中でこれまで果たしてきた役割、それも十分踏まえた中で、今後、今やっていることもどこかでその事業を進めることができないとか、そういうことも含めて、町としては今後の☆園会館については説明をし、そして対策も考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

全体的には今、申し上げたことでありますので、もう一つはやはり財政サイドからどうしても町が独断でというか、この施設は本当にどこも関与していない、関与していないということはないんですが、町として判断できるものは、これは町としてもそれは積極的な皆様たちにも十分説明はしますけれども、そうした中で進めていかなければならないという部分もございませぬので、町としてはその辺も十分踏まえた中で、この管理計画を一日でも早くやることのほうがむしろ町の財政健全化でもありますし、町の活性化にもつながると、私はそのように考えて

おりますので、それらを踏まえた中で計画を進めてまいりたいと基本的には思っていますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 85ページをちょっと見ていただきたいです。

この中で、75番、76番の南郷第二小学校の件に関してありますよね。これ皆さん、みんな継続なんですけど、私の見る限り、体育館は使用しているような、時々、明かりがついて使用しているように見えるんですけども、本校舎はほとんど使っていないような気がするようには感じております。

そしてもう一つ、一問一答だからあれかな、ここに南郷第二小学校のプールが入っていないのはなぜでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

旧南郷第二小学校でございますが、学校が廃止されたときに普通財産ということになりましたので、その後、検討委員会を行いまして校舎、それから校舎のほうは取り壊すという一旦結論が出ました。そして体育館のほうは、継続して利用できないかというようなことで、検討を進めるといような結論を出していただきましたけれども、その後、旧南郷第一小学校のほうの大改修、それから、南会津中学校の大改修がございまして、その移動の場として旧南郷第二小学校が使われまして、そのまま継続しております。

その後、南郷総合センターの大改修があったり、ホテル南郷の大改修があったということで、その荷物を最近まで倉庫として利用しておりましたので、廃止というようなことには至っておりません。ですが、旧南郷第二小学校の体育館は先ほど電気がついているときがあるということなんですけれども、今は倉庫として使用しておりまして、電気等は全て切っております。

そういったことで、今後もこの利活用について、どうするんだということを支所としてはもう一度、委員会等立ち上げまして、利用について考えていきたいということで継続としたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

プールの関係なんですけど、この公共施設管理計画をつくるに当たりまして809施設というふうに言っておりますが、プールにつきましては、建物ではないということで、その際にこの計

画からは入っていない。プールは除いてありますので、南郷に限らず、びわのかげも、どこもプールについては入っていないということでご理解をいただきたいと思います。

管理棟の建物は入っておりますが、プールそのものについてはないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 この公共施設等計画、見ておりましたけれども、一つ、この町の位置付けとしてびわのかげの施設は、1つは私から見ると教育的な施設なのかなとこう思っておりましたが、この予算の関係で、たしか、健康福祉課から高齢者センターがある関係で予算の関係がそこから出ているような気もするんですが、町としては、一つとして高齢者センターを今後残すのか、また教育施設としての名目で変えて今後、運営していくのかお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

高齢者センターについてのおただしでございます。

令和元年度までにつきましては、当課の健康福祉課のほうで所管課ということで管理をしてまいりました。そして、令和元年度中に庁内の検討会がありまして、先ほど、議員おただしのよう、高齢者センターをびわのかげ運動公園の一体的な管理の下で行ったらどうかというような提案がありまして、結果としましては、生涯学習課のほうで今後、管理のほうをする所管課というふうに令和2年度以降変更することにいたしました。

しかし、予算につきましては、現在、高齢者センターという設置要綱の下に運営されている施設でもございますし、過去経過等も踏まえまして、今後も健康福祉課のほうの福祉施設として予算を上げていくということで民生費のほうで上げるということで話がまとまって、令和2年度の予算が組まれております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 今の課長の説明でイメージ的には分かりましたが、今後、やはりあそこは教育施設にするんだという考えがあるのならば、その高齢者センターというのも、1つはその名目も変える必要があるのかなと思うんですが、そういうことは町としては考えているのかどうか、それだけ伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 内部の検討においても、その辺議論になりました。

しかしながら、今現時点で高齢者センターという施設の名称なり条例があるということで、当面、所管を一定的に管理する有効性を鑑みて、生涯学習課で管理していただくというような管理主体の変更ということで整理をしたわけでございます。

今、提案のありました今後、教育施設としてしっかり位置付けてはどうかというのは、今後の移行の中で検討させていただきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようでありますので、これで南会津町公共施設等個別施設計画についてを終わります。

次に、第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてを議題といたします。

説明をお願いします。

企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 総合政策課企画政策係長の阿久津と申します。

第2期総合戦略の素案について説明に入る前に、大変恐縮ではございますが、資料の訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

まず、資料の3でございます。こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略概要版の大きな題目の下に青字で基本目標、数値目標、施策の基本的方向性と具体的な施策等を記載してありまして、その下にそれぞれ基本目標1から4がございます。その基本目標の数値目標の中に、南会津町に住み続けたいと思う町民の割合、現状（平成31年64.5%）となっておりますが、こちらを65.4%に修正をお願いしたいと思います。

もう一つございまして、そちらに付随しまして、資料の4になります。資料の4の素案の冊子でございます。こちらの41ページになりまして、こちらの数値目標、同じく南会津町に住み続けたいと思う町民の割合、現状（平成31年64.5%）を65.4%に修正をお願いしたいと思います。

大変失礼いたしました。

それでは、第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案についての説明をさせていただきます。

平成27年度から平成31年度の5年間を総合戦略の策定期間といたしました。第1期南会津

町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証結果については、資料の1の1ページ、2ページにあります基本目標1により、要点のほうを説明させていただきたいというふうに思います。

まず、基本目標1の南会津町へ新しい人の流れをつくる、南会津人を育むというところがございますが、こちらにつきましては、第1期総合戦略につきましては、基本的方向性を若者が町にとどまり、地域外から移り住む流れを創出するため、郷土愛を軸としてキャリア教育の推進等に取り組むとしておりました。

数値目標といたしましては、転出超過を平成26年の実績値599人から平成31年の目標値480人としておりましたが、直近の実績値が676人となったことから、努力が必要という評価になっております。

施策の基本的方向と主なKPIにつきましては、施策の1-1と次にあります2ページ目でございます施策の1-2では、それぞれ3つのKPIを掲げまして、努力が必要が2つ、順調が1つという評価となっております。

2ページ目でございます施策の1-3では、2つの指標を掲げまして、努力が必要、順調が1つずつという評価となっております。

こちらの今ほど言いました評価の基準についてですけれども、目標値と実績値を比較いたしまして、目標値以上は順調、80%以上100%未満はおおむね順調、80%未満は努力が必要というふうに捉えさせていただいております。

最後に、各施策の下段にあります第1期戦略を踏まえた施策の見直しの視点という項目がございますが、こちらにつきましては、町民及び役場関係課の職員で構成されました専門部会において評価のほうをさせていただいております。その中で、各委員のほうから出された主な意見としてまとめさせていただいております、この意見を第2期総合戦略の骨子案のほうに反映をさせていただいております。

このように、第1期総合戦略の検証を踏まえまして、第2期総合戦略の策定を進めてきたところになります。第1期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証結果の要点については以上になります。

次に、資料2をご覧ください。

南会津町人口ビジョン概要版についてです。

本町の人口は、1955年、昭和30年に約3万4,700人をピークに年々減少しておりまして、2015年平成27年には、約1万6,200人まで減少している、そういう現状でございます。

この現状が続きますと、国勢調査及び社人研、国立社会保障人口問題研究所の推計方法を基

に推計いたしますと、2040年、令和22年には1万1,000人を割り込みまして、2060年の令和42年には約6,060人まで減少することが予測されております。

自然増減、社会増減についてですけれども、自然増減につきましては、1955年、平成7年に自然減に転じて以降、その差は年々拡大傾向にあります。社会増減については社会減の現状が続いているというような状況になってございます。

このように、人口減少が進むことによりまして、地域の将来に与える影響について、人口の現状と将来予測として分析、考察したものが中ほどにあります人口の現状と将来予測というところで5つの項目になってございます。

人口減少につきましては、経済の規模の縮小、社会サービスの低下がさらなる人口流出を招き、小売業、飲食店、医療、福祉などの住民サービスが地域からなくなることで日常サービスが不便になるばかりではなく、鉄道や路線バスの運行本数や減少、撤退等により、買い物難民や移動弱者の増加が懸念されます。

また、地域の集落のコミュニティや地域防災力の衰退、歴史や伝統文化の継承者の不足、そして祭りのような伝統行事の消滅が危惧されるばかりではなく、このまま人口減少、少子化が進むと、社会保障給付費を賄えるだけの保険料収入や税収を確保することが困難になることも予想されます。

人口減少の抑制、関係人口の創出、そうしたものは短期間では達成することはできませんので、社人研の推計方法により推計された人口推移を踏まえまして、将来目指すべき方向性として関係人口と移住定住者の創出、子育て世帯に対する支援、そして安定した雇用の創出、暮らしの安全安心の確保、魅力あるふるさとづくりの5つの長期的な視点に立った継続した取組を行いまして、人口減少の抑制に努めたいというふうに考えてございます。

具体的な数値目標といたしましては、人口の将来展望として下のほうにお示ししてありますように、2020年、令和22年には1万881人、2060年、令和42年には8,320人を維持したいという人口ビジョンになってございます。こちらの根拠でございますが、長期的な考え方といたしまして、合計特殊出生率を徐々に上昇させて、2040年、令和22年までに2.0まで上昇をさせる。そして、短期的な考え方といたしまして、出生数を毎年80人を維持したいと、そして2035年、令和17年までに移動均衡をゼロとし、2045年の令和27年まで、その移動均衡ゼロを保ちながら、それ以降の転入超過を年間10人、5年ごとに年間転入超過5人の若干の社会増を想定し、人口を維持したいというふうに考えてございます。

以上で、人口ビジョンの概要版についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料3、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略概要版についてです。

冒頭の町長挨拶でもございましたが、本町では平成28年3月にまち・ひと・しごと創生法に基づきまして南会津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと南会津町総合戦略を策定しまして、これまで持続可能な社会実現に向けた取組を進めてきたところです。

第1期戦略は、令和元年度を最終年としていることから、先ほどの資料2でもご説明をさせていただきましたとおり、第1期の人口ビジョンを見直すとともに、資料1でも説明させていただきましたように、これまでの地方創生の取組や成果、課題を調査、分析しまして、第1期戦略の推進により根づいた地方創生の取組、成果、そういったものを継続しながら国の新たな視点を踏まえて、令和2年度から令和6年度までの5年間を戦略期間といたします第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものです。

戦略の基本目標は、第1期の基本目標を踏襲する形で、基本目標1、新しい人の流れをつくる、基本目標2、子供を生み育てたいと思える環境をつくる、基本目標3、特性を生かした仕事で稼ぐ地域をつくる、基本目標4、魅力と活力あふれる安全安心なまちをつくるという4つの基本目標を定めました。

さらには基本目標を横断する形で国の新たな視点を盛り込みまして、若者、高齢者、女性、障害者そして外国人、そういった方々が誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を目指すとともに、Society5.0の導入を検討し、SDGsを見据えたその達成のための取組との連携を図るものとしております。

このような視点を踏まえまして、各基本目標に数値目標、施策の基本的方向、そして具体的な施策を推進し、地方創生に取り組んでいくものといたします。

まず、基本目標1、新しい人の流れをつくるでは、交流人口だけではなく、関係人口の創出を図り、移住定住につなげる取組を促進いたします。また、定住人口増加につなげるため、快適に安心して暮らせる居住環境の確保に努めます。

基本目標1では、数値目標を転出超過数といたしまして、平成26年から平成30年までの5年間で838人だったことから、令和2年度から令和6年度までの年間の目標を770人に定めました。施策の基本的方向は、施策1-1、郷土意識を醸成し、若者流出の抑制と将来的な地元回帰の促進では、KPIを3つ定めました。また、具体的な施策として、郷土愛を軸としたキャリア教育等の推進を図っていく方針です。

施策1-2、知る機会、関わる機会の創出では、KPIを3つ定め、具体的な施策として南会津町の暮らしを体験する機会の創出等を推進していきます。



施策1-3、移住定住促進のための条件整備と情報発信の充実、強化では、KPIを3つ定め、具体的な施策として移住相談窓口の整備等を進めていく方針でございます。

次に、基本目標2、子供を生き育てたいと思える環境をつくるでは、子供や子育て環境を取り巻く環境は大きく変化していることから、多様化するニーズに応じた子育て支援を充実させ、町全体で子育てを応援する南会津子育てモデルを構築するなど、子供を生き育てたい環境づくりに努めたいというふうに考えています。

基本目標2では、数値目標を出生数とし、平成30年の実績値67人から令和6年度の目標値を80人と決めました。施策の基本的方向性は、施策の2-1、結婚から子育てまで切れ目ないきめ細やかな施策ではKPIを1つ決めました。具体的な施策として、地域全体で結婚を応援する環境の整備等を推進していく方針です。

施策2-2、子育て支援の充実では、KPIを1つ定め、具体的な施策として子育て世代の負担と不安の軽減を図る方針です。

施策2-3、地域を生かした魅力的な教育環境の整備では、KPIを1つ定め、小・中・高、英語教育の充実等を推進する方針でございます。

次に、基本目標の3、特性を生かした仕事で稼ぐ地域をつくるでは、地域産業のブランド力と競争力を強化し、稼ぐ地域を目指すとともに、地域産業を支える人材育成、確保に努めていきます。数値目標を2つ設定しておりまして、1つ目は町内事業所従業者数としまして、平成28年の実績値6,417人から令和6年度の目標値を5,168人としまして、2つ目の目標値は1人当たりの町民所得としまして、平成28年の実績値253万3,000円から令和6年度の目標値を284万3,000円としたところでございます。

施策の基本的方向につきましては、施策3-1、地域産業のブランド力や競争力の強化ではKPIを6つ決めまして、具体的な施策としましては、中小企業の生産性の向上と産業競争力の強化育成等を図るとしております。

施策3-2、創業者支援の充実と事業継承の支援では、KPIを2つ定め、具体的な施策として、創業希望者への相談体制と支援体制の充実を図っていくということにしております。

最後に、基本目標の4、魅力と活力ある安全安心なまちをつくるでは、地域や集落の魅力や課題を理解し、それぞれの地域や集落の特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めるとしております。

基本目標4では、数値目標を南会津町に住み続けたいと思う町民の割合とし、平成31年の実績値65.4%から令和6年の目標値を70.0%と決めました。

施策の基本的な方向は、施策４－１、地域や集落の特性を生かした魅力あるまちづくりの推進では、K P I を２つ定め、具体的な施策として、地域づくりを支える人材の育成等を図っていくこととしております。

施策４－２、安心して暮らせるまちづくりの推進では、K P I を２つ定め、具体的な施策として住民主体の地域支え合い活動等を推進していくということで定めてございます。

以上で、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要版についての説明を終わらせていただきます。

最後に資料の４、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案という冊子でございますが、こちらにつきましては、これまで資料２、資料３で概要等を説明させていただいておりますので、詳しい内容の説明については割愛をさせていただきたいというふうに思いますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

なお、この総合戦略に対します町民アイデアの募集を令和２年１月２０日まで実施しておりました。また、パブリックコメントにつきましても、令和２年の３月６日まで実施しておりますので、こういったパブリックコメントでいただいた意見等をこの素案に反映をさせまして、最終的な総合戦略としたいというふうに考えてございます。

以上で、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案についての説明を終わります。

○室井嘉吉議長 それではこれより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けてまいります。

ございませんか。

２番、馬場浩君。

○２番 馬場 浩議員 この資料３の基本目標４番、魅力と活力あふれる安心安全なまちをつくるという項目なんですけれども、この示してある項目のほかに、やはり安心な暮らしというのは病院施設が充実してこそ安心だと思えます。その核となる南会津病院、これが、整形外科の医師が今度は常勤から非常勤になりました。こうやって地方の医療機関がだんだん削減されている中で、この目標、真に安全安心な生活というのは、どう維持していったらいいのかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 町としてできること、県の役割というものもあると思いますし、これは病院ばかりではなくて高校もそうです。ですから、その件に関しましては、これまでもいろいろ県のほうにも私たちの考え方を述べさせてもらっていますし、ですから、私たちのこの計画と県

の計画ということに、そういう意味では私はずれが生じてきているのかなと、そのように思っています。

ですから、もちろん命を守る病院、絶対この地域では大事でありますし、教育も大事であります。町としてできること、その辺を精査した中で、町としてやれることはしっかりとやっていきたいと思っておりますし、県のほうに要望すべきことは町としてしっかりとやると、そのような考え方でおりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 正午まで15分程度ございますが、ここで暫時休憩に入りたいと思っております。

昼食休憩といたします。

再開は午後1時としますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

木の町コミュニティ館（仮称）の進捗についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長 農林課林業成長産業化推進室、林業振興係長の渡部和臣です。

木の町コミュニティ館（仮称）の進捗についてご説明申し上げます。

当施設は、平成29年5月に林野庁に選定されました林業成長産業化地域構想に基づき進めるものでございます。

去る令和元年9月9日の議会議員懇談会においてご説明申し上げました事業スケジュールに基づき、現在の進捗状況についてお伝え申し上げます。前回と重複する説明もございりますが、進捗をお伝えするために何とぞご理解をお願いいたします。

まず、施設の機能について申し上げます。

資料に記載いたしました、将来にわたる本町林業の拠点機能を第一に掲げ、併せまして、情報発信、木育・研修、商品の展示・販売機能を発揮させる施設です。当施設を足場に、本町

林業の川上、川下が、施設を介して連携を図り、課題の共有や対策への検討が行われることは、他地域にはない優位性が確保でき、よりよい選択肢が将来にわたり担保できると考えてございます。

次に、建設予定地について申し上げます。

田島地域の宮本地区内の農地、現在は水田ではございますが、が予定地でございます。まちの駅及び御蔵入交流館に隣接する土地になります。詳しくは、別紙図1の周辺を含めましたレイアウト図をご覧ください。

予定地の土地所有者各位への説明は既に行っており、現在は用地購入に向けた準備と土地収用に向けた手続きを進めてございます。また、用地の購入費用につきましては、令和2年度の当初予算案に計上いたしておりますことを申し添えます。

次に、建設スケジュールについて申し上げます。資料1ページの表をご覧ください。

令和元年度より着手し、令和4年4月の供用開始に向け、現在、進めてございます。

本年度は施設機能を形にするための建物基本計画を作成するため、昨年11月に福島県建築設計協同組合に業務を委託いたしました。さらに、現場の声を計画に反映させるため、林業成長産業化推進会議でのコミュニティ館分科会を開催し、林業関係事業者より意見をいただきながら、現在、基本計画作成に取り組んでいるところでございます。合わせまして令和元年度は、令和2年度に計画する必要額を当初予算案に計上いたしてございます。

スケジュールの令和2年度につきましては、各種設計書作成業務の発注、建設予定地の用地取得と並行しまして、土地の開発許可及び農業振興地域の除外申請等、などの手続きを進める予定でございます。併せまして令和3年度に向けて、建築工事費、土地造成工事費を把握して、令和3年度の予算案に計上する準備になってございます。

令和3年度スケジュールにつきましては、土地造成工事及び建築工事を、発注を予定しているスケジュールになってございます。

次に、事業費の見込額について申し上げます。資料は2ページをご覧ください。

概算ではございますが、総額で約6億9,000万円を見込んでおります。内訳につきましては、建物建築費で約3億5,000万円。町産材をふんだんに使用した木造の平屋建てとしておりまして、延べ床面積では約900平方メートル前後を想定してございます。

次に、各設計費用は約4,000万円見込んでおります。建築設計書、土地造成設計書の作成を今後発注する想定でございます。

用地取得費は約8,000万円、予定地の購入費用になります。

土地造成費は約8,000万円を見込んでおります。

外構費は約1億4,000万円を見込んでいるところでございます。

次に、建物基本計画作成に向けた検討結果について申し上げます。

昨年9月の議会議員懇談会以降にコミュニティ館分科会を開催しまして、関係林業事業体と施設の基本コンセプトの共有化を図りました。

さらに11月に福島県建設設計協同組合に計画作成を発注し、協議のたたき台となる施設のレイアウト図を見える化ということで作成して、令和2年1月17日、同年2月6日に分科会を開催して、事業体から意見聴取と計画への反映を図ったところでございます。

次に、施設の利用計画について申し上げます。

施設機能を発揮させるために、林業事業体より施設の利用への意見を聴取したり、想定される施設利用を踏まえて利用計画を機能別に作成した表でございます。

拠点機能での利用を初め、木育や商品販売及びイベント等の利用も鑑みて、年間では約1万4,000人の施設利用を見込んでいるところでございます。

最後に、施設レイアウトについて申し上げます。

いただいた意見を反映させるため、現在作成中のレイアウト図になります。確定したものではありませんことをあらかじめご了承ください。

まずは、別紙資料の図1をご覧ください。

周辺施設との連携と国道289号田島バイパスからのアクセス及び、車道からの視点、さらには隣接する住宅地への配慮などから、予定地のほぼ中央部にバイパスに対して並行になる位置を予定しております。

施設周辺を緑地化するとともに、まちの駅利用者との動線及び駐車場を共有し、進入口の整理とバイパスからの利便性を図り、隣接する2つの施設で林業、農業の発信及び展示販売の相乗効果を狙ってございます。御蔵入交流館との動線も共有して、イベント等での会場として、もしくは駐車場として共同利用を図り、誘客を狙ってまいります。

事業体からいただいた意見の中には、建物周辺の緑地エリアで、カフェや遊びの展開希望が寄せられており、今後検討してまいりたいと考えてございます。

次に、図2をご覧ください。

こちらは施設内部の平面図になります。当施設に求める4つの機能、拠点機能、情報発信機能、木育・研修機能、展示・販売機能を同一空間で実現するためのレイアウト図になります。

なお、中央部、図の下のほうの灰色の部分が入り口、玄関になってございます。

拠点機能につきましては、施設に川上、川下、双方の林業団体の入居を想定してございます。川上の林業団体としましては森林組合を想定しております。林業の中核団体として、組織力と行動力を持ち、川下との連携と、将来にわたって役割を担える団体と考えてございます。川下の団体につきましては、林業事業体で構成するNPO法人及び民間企業の入居を想定してございます。施設の左側を川上エリア、右側を川下エリアとして、多目的に利用できる会議室も同じく設けます。

機能の中の情報発信、展示・販売につきましては中央部に設け、来場する方への発信と商品販売を促すレイアウトになってございます。

求める機能の木育につきましては、施設右手前にコーナーを設けて、木のおもちゃや木の玩具、おもちゃ等を中心に設置して木に触れるスペースを設けるレイアウトになってございます。

当施設イベント利用も想定しているため、広い空間を確保できるよう、固定エリアを少なくし、汎用性を確保しております。

建物外のウッドデッキも利用できるよう、野外との連動性も確保したレイアウトになってございます。

施設の運営体制につきましては、南会津森林組合の指定管理を想定してございます。施設管理に要する費用と森林組合やNPOなど入居団体からの家賃収入を鑑みて、施設維持費の削減について引き続き検討してまいります。

以上が木の町コミュニティ館（仮称）の進捗についての説明になります。令和元年度内に骨子となる建物基本計画を作成し、令和2年度の建築設計書業務に生かせるよう取り組んでまいります。木の町実現のため、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長　それでは、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けてまいります。

　　ございませんか。

　　6番、渡部訓正君。

○6番　渡部訓正議員　1点ずつ聞いてまいります。

　　コミュニティ館は平屋建てということなんですが、一応、屋根の、何とかな、今年なんかは少雪だったけれども、どのような雪の処理も含めて考えなくちゃならないと思うんですが、どのように考えているかを教えてください。

○室井嘉吉議長　林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長　お答え申し上げます。

林業事業体との協議の中でも、屋根についての協議は進めてございます。今の段階ですと、平屋建ての屋根で、無落雪、雪を落とさない屋根が、事故防止のために有効ではというような、意見をいただいております、そちらで検討しているのが現状でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 分かりました。無落雪の屋根ということで、平屋ということですから、確かにそのような形がいいのかなというふうに思います、私自身も。

それで、やはり冬期間の雪の集積関係とか、どんなふうに考えておられますか。

○室井嘉吉議長 林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長 お答え申し上げます。

では資料、図の1をご覧くださいながらの説明をさせていただきます。

もちろん、雪対策ということで、除雪も想定してございます。緑地部分、駐車場部分とございまして、エリアの中には一般住宅の方もいられるということで、そちらに支障のないように、どちらかのエリアに雪を寄せる想定でのレイアウトを考えているところでございます。御蔵入交流館などの周辺施設の例を見ますと、片側に寄せる想定なので、施設の裏の駐車場のほう、右側から、交流館のほうから入り口がございまして、進入に支障のないところに除雪の雪を集めて、効果的な除雪をしたいと考えてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 そのほか、ございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これから活用する駐車場とか、そういう構造物については、これからまた考える余地があるということなんですが、3.11以降、当町において、この御蔵入交流館の一部をヘリコプターの発着場を臨時に造った経過があります。それで、この空き地をちょっと、そういう面では、この南会津町におけるヘリコプターの発着場、これを造るスペースはあるのかないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

そういう災害に対する中においての、そういう計画も含めながら、そういうことも、今度は、じゃあちょっと考えてみますとか、そういうことを、その素案の中にちょっと入れてもらいたいと思いますので、じゃあ、私は質問でなくて、そのような形で終わりたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきたいと思います。

実は、災害が頻発してしまっていて、最近。それで、やはりありました。びわのかげの公園の中に、今、ヘリポートといいますか、臨時的に、そういうふうになっているんですけども、あそここの使用のことも課題がありまして、そしてここの交流館の、このエリアのところも、やはり周りに住宅があるということで、風とか、ヘリコプターの風ですね、そういうのとかがいろいろ、懸念されるということで、いろいろ課題があるところがございますが、町としてといいますか、この地域としてどうするかということのを投げかけられていることも事実です。ですから、そういうことも踏まえた中で、町として、近隣の町村とも計画を組んだ中でやはり協議する必要があるのかなと、町単独だけではいけない部分もあるのかなと思いますので、県のほうとも協議しながら、その計画はまた別個に進めていきたいと思っております。

ここのところは、そういう意味でちょっと厳しいのかなと、そういう判断をしています。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 2ページの施設の利用計画の「展示・販売」で、9,600人という人数なんですけど、木製品の陳列・販売。あと上に、「情報発信」のところでも「木製品展示」となっていますが、展示するものとか、販売するものとか、並列で並べていくのかなとあるんです。

あと、幾らぐらいの、販売目標というのあれなんですけれども、どのぐらい売れて、どのぐらいの業者が出品するののかということのをちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長 お答え申し上げます。

まず、展示と販売になります。展示につきましては、町内の事業者がお持ちの製品等を、この施設を使って見てもらったりというようなところでの位置付けというか、展示を考えてございます。さらに新しい商品などができた場合、この施設で皆さんに見てもらったりという発信を想定してございます。

あと販売につきましては、これもやはり、町内の事業者の方がお持ちの商品を、施設が預かって販売するのか、会社の責任でもって陳列にするのかはこれからの協議になりますが、町内の木製品を売る場として想定して、施設の機能発揮を図りたいと思っております。

目標の売上げ等々でございますが、まだそちらまでの具体的な数字は詰めてございません。今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。



○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 具体的な、あれはまだないということなんですが、図の2の展示というか、スペースを見ると、どこで売のかなというがあるんです。どこに展示をして、どこで売のかなというのが、あまりこう。どこでレジをやって、どこでお金をもらったりするというのが。ここの下の、真ん中あたり、「ターゲットは若い女性、主婦層なので」「飲食スペース」とかと書いてあるんですけども、ここのこれが、真ん中に棚みたいのがあるのかなとかと、ちょっと思うんですが、その辺も具体的にないとなかなか。始まって、ここがいいんじゃないかという、曖昧な感じになっちゃうと思うんで、その辺のところはどうなんでしょうか。これからなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 推進室長。

○松山知恵農林課林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

今、まだ案の段階ではございますが、家具等や、あと玩具等の販売につきましては、まず、見本みたい、テスターみたいな形で使っていただきながら触れ合っていただくようなものを、今、図2のほうのレイアウトでは想定しておりまして、もし購入いただける場合は、川下のほうの団体も入りますので、そこの方々が販売していくというようなことを、今のところは想定しております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 まだよく決まっていなみたいなんですが、やはり具体的に決まらないと、決まるというか、決まらないまま走り出しちゃうと、あっちやったりこっちやったりとかってなりがちだと思うので、しっかり決めてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 それでは、ないようでありますので、これで木の町コミュニティ館（仮称）の進捗についてを終わります。

次に、少雪経済対策についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 総合政策課、課長の小寺でございます。私から、少雪経済対策につ

いてご説明をさせていただきます。資料につきましては「少雪経済対策について」というプリントをご覧いただきたいと思います。

福島地方気象台の発表によりますと、田島観測所におけます1月の降雪量は、7センチメートルしかありません。観測史上最少であったというふうに報道もされております。

田島地域に限らず、町内全域におきましても、この冬の、12月1月の降雪量は極端に少ない状況が続いておりました。この例年になく異常少雪によりまして、町内4スキー場ともオープンを予定していた日に営業を開始することができず、その後も十分な降雪量がなかったことから、町内スキー場の指定管理者からは、スキー場経営が深刻な状況に直面しているため、町からの支援をお願いしたいという相談を受けております。

さらにはスキー場利用者の減少によりまして、宿泊関係を初め、幅広い消費動向の減退、除雪車両の稼働が極端に少ないことなどによるガソリンスタンド等への影響など、少雪に起因いたしました地域経済への影響は広範囲に及んでいるものと推測がされます。

このような記録的な少雪に対し、町では緊急的な対応を図る必要があるということから、今月14日に南会津町少雪経済対策本部を設置いたしました。

この対策本部におきましては、重点的に取り組むべき事項として、少雪経済対策相談窓口、これを役場商工観光課内に開設をいたしました。

また、この冬の少雪に著しく影響を受けた、個人事業主を含む中小企業者に対しまして、経営の安定を図るため融資借入金の利子補給を行うことを検討しております。

さらに、今まで経験したことがない雪不足で甚大な影響を受けております4スキー場の指定管理者に対しまして、緊急支援措置として指定管理料の支援及び町内宿泊施設利用者に対する宿泊割引等の配付を実施し、宿泊及び宿泊に関連した費用について消費喚起を促すことを検討もしております。

対策本部におきましては、これらの対応により、少雪に伴う地域経済への影響緩和に努めるというふうに行いました。

次に、資料の説明に入りますが、1ページをお開きいただきたいと思います。

気象庁の田島観測所における12月から3月までの降雪量を平成28年度から30年までと、これ、縦の欄になっておりますが、赤字で記載した一番下の欄に本年度、令和元年度を比較した表になっております。横に見ていただきますと、各月を上旬、中旬、下旬に分けて表示しておりますが、ご覧のとおり、本年度の12月については月上旬、中旬ともゼロセンチメートル、下旬に4センチメートルのみの積雪でありました。1月につきましても、月上旬に2センチ、中

旬に1センチ、下旬が4センチということで、数字の上でも過去と比較して、上の3段になりますが、極端に少雪となっていることが分かるかと思います。

その表の下側がありますが、それぞれの降雪量を、青ですが、青の棒グラフで示したものであります。こちらでも、一番右側の令和元年度のところが異常に少ないということが目でもお分かりいただけるかというふうに思います。

次の2ページになりますが、こちらは南郷観測所における積雪量の比較であります。南郷地域におきましても、田島地域と同様に、本年度は極端に少ない降雪量となっているということが分かります。

続きまして、めくっていただきまして、3ページをご覧くださいと思います。

今、申し上げましたような記録的な異常少雪によります地域経済の影響をまとめたものになります。

本町の冬期間の主要事業であるスキー場に積雪がないため、スキー客の減少により宿泊施設、食品等卸、飲食業、スキー用品店等の小売業が影響を受けているほか、スキー場期間雇用従業員も予定どおり勤務できないというような状況にもなっております。

除雪事業につきましても、ガソリンスタンドや自動車整備工場、除雪をなりわいとする事業者など、具体的な影響額の調査までは行っておりませんが、各方面でかなり厳しい状況となっているのは明らかであります。

次に4ページをご覧ください。

今、申し上げました、これら、少雪によります地域経済への影響に、緊急に対応するため、先ほど申し上げました、町では今月14日に南会津町少雪経済対策本部を立ち上げたところがあります。

町長を本部長、副本部長を副町長、本部員は教育長以下、本庁課長、総合支所長の職にある者として組織をいたしております。

取り組むべき重点事項につきましては、冒頭でも申し上げましたが、町民、事業者からの相談に対応する相談窓口の開設及び少雪が原因で緊急に融資を必要とする事業者への支援をするための利子補給制度の拡充、さらにはスキー場指定管理者への指定管理料の支出、そして、観光誘客のための宿泊費等の助成を検討しております。

それぞれ担当課は、商工観光課及び各総合支所振興課としております。

この表に記載の「重点2」から「重点4」までの具体的な制度の内容につきましては、このあと、商工観光課長より説明をさせていただきます。

私からは以上になります。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 商工観光課長の羽染であります。

資料の5ページをご覧ください。

「南会津町少雪対策資金融資利子補給金」についてご説明いたします。

今冬の少雪によりまして著しい影響を受けた中小企業者に対しまして、融資借入金の利子補給の拡充を図り、商工業の経営の安定を支援します。

補給金の概要であります。対象資金といたしまして、現在利子補給を行っております日本政策金融公庫の資金の経営改善貸付資金、福島県商工事業協同組合の事業資金、いずれの資金も運転資金に限り支援をいたします。

融資申込期間は、令和2年2月3日から令和2年4月30日といたしました。

利子補給の内容でございますが、現在は3分の2の利子補給を行っておりますが、今回は、利子補給額全額、利子補給期間を3年間といたしました。

対象については、南会津町に住所を有し、次の①、②のいずれにも該当する方といたしました。

申込み先、相談先は、南会津町商工会の本所、舘岩、伊南、南郷の各支所としております。

なお、融資を受ける場合は、商工会等で相談受付を行い、各貸付機関で審査を行うこととなっております。

次のページ、6ページ目をご覧ください。

町有4スキー場の12月から2月21日までの営業状況について説明いたします。

本来ですと、今シーズンは4スキー場とも12月21日にオープンする予定でありましたが、例年になく少雪の影響で、たかつえスキー場は人工降雪機のフル稼働によりようやく12月28日から営業を開始し、だいくらスキー場は1月1日に、オープンはいたしました。雪不足の影響で実質は1月5日からの営業となっております。南郷スキー場は1月5日にオープンいたしました。5日間だけの営業に留まり、2月2日から、ようやく連続した営業となっております。高畑スキー場は1月2日からオープンとなりましたが、4スキー場とも部分的な営業であり、全面滑走可能には到ってございません。

右下の営業状況の集計でございますが、たかつえスキー場が、通常営業が28日、44%。部分的営業が28日、同じく44%。営業できなかった日が7日、12%となっております。だいくらスキー場は、通常営業が14日、22%。部分的営業が35日、56%。営業できなかった日が14

日、22%。南郷スキー場は、通常営業はできてございません。部分的営業が30日の48%。営業できなかつた日が33日、52%となっております。高畑スキー場は、通常営業が4日の7%。部分的営業が43日の73%。営業できなかつた日が12日、20%となっております。

このように、スキー場運営においても重要な営業時期と言われております、年末年始のハイシーズンにおいて甚大な影響を受けてしまいました。

また、2月と3月の営業におきましても、スキーヤーやスノーボーダーのレジャー嗜好が暖冬というイメージによりまして、来場者の減少につながると想定されることから、4スキー場とも今シーズンはとても厳しい状態となっております。

次に、7ページをご覧ください。

今年度の異常な雪不足による影響は、指定管理者の努力ではどうにもならない、特殊な要因であることから、4スキー場の指定管理者に対しまして、緊急支援措置として、指定管理料を交付する考えでございます。

積算根拠について説明いたします。

各スキー場の収支は、売上高から係る経費を差し引いて収支状況を示してございます。平成28年度から30年度の収支の平均額を算出いたしまして、本年度の収支、12月から1月については実績額、2月から3月については見込額で算出しまして、その収支の差額を指定管理料として支出しまして指定管理者の経済的損失を支援するものでございます。スキー場ごとに説明をいたします。

だいくらスキー場の収支でございますが、平成28年度から30年度の収支の平均額が1,571万3,000円。本年度、令和元年度の収支はマイナスの1,618万9,000円。差額といたしまして、マイナスの3,190万2,000円となる見込みでございます。

たかつえスキー場は、平成28年から30年度の収支の平均額が1億180万円。令和元年度の収支見込みは1,624万9,000円。差額としまして、マイナスの8,555万1,000円となる見込みです。

高畑スキー場は、平成28年から30年度の収支の平均額が1,007万3,000円。令和元年度の収支見込額がマイナス46万5,000円。差額がマイナスの1,053万8,000円となる見込みです。

南郷スキー場は、平成28年から30年度の収支平均額が456万7,000円。令和元年度の収支額がマイナス1,037万9,000円。差額がマイナス1,494万6,000円。

合わせまして、1億4,293万7,000円となる見込みとなっております。

指定管理料は、各スキー場ごとの上限といたしまして、決算に基づき精算を行います。

8ページ目をご覧ください。

観光誘客宿泊等助成事業について説明いたします。

少雪により減少したリピーター及び新規顧客の獲得を目的としまして、町内宿泊施設利用者に対しまして宿泊割引券を実施し、併せて自動車燃料券と買い物券を発行し、宿泊及び宿泊に関連した費用について町内の消費喚起を図る支援でございます。

実施概要ですが、町内の宿泊施設を利用されたお客様全員に、1人当たり2,000円の宿泊割引を実施します。加えまして、1人当たり2,000円のクーポン券、ガソリンスタンド用が1,000円、小売店等用が1,000円を配布しまして、町内の消費喚起を図ります。

実施期間は、令和2年3月17日から令和2年7月16日の4か月間と考えてございます。5月の大型連休、5月2日から5月6日につきましては除く考えでございます。

クーポン券の使用期限は7月31日までとします。

対象人数は3,000人、対象の人数に達し次第終了となります。

事業費につきましては、1,348万2,000円を予定してございます。

この事業につきましては、宿泊事業者への宿泊予約の状況の把握であったり、ガソリンスタンド、小売店等への支払業務等につきましては、観光物産協会を委託事業先として予定してございます。また、この事業につきましては事業の繰越しを想定してございます。

以上、私からは、利子補給制度の拡充について、スキー場の指定管理者への支援について、観光誘客のための宿泊費等の助成について説明をいたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただいまの説明内容について質問、ご意見等ございましたら発言をお受けいたします。ございますか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 影響が想定される施設の中に、スキー学校というのが、3ページにあるんですが、この前、南郷スキー学校にちょっと行って話を聞いてきたんですが、補助金は特にもらっていないということで、繰越金で今のところ賄っているということで、過去に、南郷村時代は補助金をもらっていたというような話があつて、今は特に補助金はないということで、来年度は、繰越金が底をついたら運営はどうなるか分からないというような話だったんですが、その辺は、把握はしておられますでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

今のところ、そういったご相談は受けておりませんので、把握はしておりませんが、

今後そのようなことで協議してまいりたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今のところ何とかやっているということなので、もし、校長のほうから話があったらばよろしく願いいたします。

次に、利子補給の件なんです、利子補給の申込みが4月30日までということなんです、例えば、スキー用品店、業者は少ないんですが、この前、スキーの業界の方、スキー用品のセールスというか、メーカーの方に聞いたらば、来年が恐ろしいと。今年スキーを買って持っている。全然使ってないんで、売れないのは来年だという話なんです、実は。今年に関しては売ったんで売上げがあったんですが、実は来年が恐ろしいんじゃないかという話が、某スキー用品のメーカーのセールスが言っていたと。

そんなこともあって、例えばあと、除雪機なんかもそうだと思うんです。今年買って全然使ってないと。来年は買い替えが絶対ないわけです。あと、整備もそうですよね、使ってないんで、秋に整備する、夏の間には整備する必要がないということで、ちょっと遅れてやってくるという、需要の減が、ということなんです、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

今回の少雪対策という部分につきまして、様々な、今ほどありました、各業者ごとに異なってはございますが、現在、かなりの売上高が減って資金繰りに困るというような部分に対して、今回の4月30日までというようなことでいたしました。様々な業種があると思いますが、この3か月間での利子補給、借りに対する利子補給とさせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 来年のこととか、来シーズンのことについてはちょっとまだ確定したわけではないので、そのときに、そういう事例とか、大変苦しいんだよとかあったらばまた、その辺は考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 何点か質問させていただきます。

2月14日に相談窓口を開設したということですが、相談者の数、事業者も含めてですね、どのくらいありましたか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

直接役場等への相談は、現在のところございませんが、融資の相談件数としましては、現在で7件ほどの融資の相談があるというふうにお聞きをしております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 相談内容は、そうすると、7件が利子の補給等々をお願いしたいというようなことなんだろうというふうに思います。それは、4地域平均すると1.幾つしかないんですけども、どこが多いとかということはあるですか、地域ごとに。分からなければ分からないでもいいです。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

相談件数ですが、田島地域が1件、伊南地域2件、館岩はございませんで、南郷地域4件、合計7件というような状況でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

この資料をいただいたときに、2月21日付なものですから、たかつえスキー場が、さいたま市のスキー教室で結構な入込み、入込数はあるけれども一般客が少ないので売上げ的には非常に厳しいという話を聞きましたけれども、今度、何かコロナウイルスの関係で3月10日までの予定がなくなるというような話を聞きましたが、これは事実なんですか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答え申し上げます。

そうですね、コロナウイルスの関係がございまして、さいたま市の教育委員会のほうでも、今週の初めですね、協議をされたというふうにお話を聞いております。その中では、当初は2月28日からの11校については冬のスキースクールというのをやめようということだったというふうにお話を聞いておりますけれども、その後、各校長先生、学校に協議した結果、最終的には2月29日からの10校、約2,000人、生徒の数で2,000人ですが、そのスキースクールというのが中止になったというふうに聞いております。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

ということは、この資料を作った時点では、延べ2,000人の入込みは、たかつえではカウントしていたとすると、2,000人の入込みって、2,000人が1泊2日で2日間使って1人ぎっく



り1万円だとすると1,000万円の減収になるわけですが、その辺はどうですか。その影響はこれから、この数字以上になってくるということでしょうかね。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答え申し上げます。

ただいま議員からおただしのとおり、10校で、生徒の数だけで2,000人ですね。ということは、リフト券代、それからレンタルスキー代、あと、3日間の昼食代ということで1万円ちょっとになりますので、2,000人でざっくり2,000万円ぐらいの減収になるということがはっきりしてまいりました。

現在、今回計上させております収支の中では、このコロナウイルスの件は見込んでおりません。先日も、リゾートの社長と話をさせていただいたんですけども、経営の努力というか、経費の節減、雪がなくなってしまうばどうしようもありませんけれども、3月についても、予約もあって、一部にキャンセルは生じているという話を聞いておりましたが、31日まで継続して営業、規模を縮小ということも出てくるかも分からないということですが、規模を縮小した中でも3月31日までの営業をしていく、その中には、今回の指定管理料をいただいた範囲で経営していくということで、経費の節減に努めて継続して、今シーズンを乗り切りたいというふうに申しておりましたので、支所としても協力してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、このスキー場の臨時雇用者がいましたよね、そして、その方は、スキー場が開いてないから、一応、待機をしていてくださいというような形で言われて、待機していても休業補償は出されないというようなふうに聞きましたが、今回の支援は、それらへの対応はなされるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

休業していた従業員の対応でございますが、今、お聞きしている部分ですと、休業していた日につきましては従業員に対して賃金は、お支払いをしてございません。今後、指定管理者とスキーの従業員の雇用契約の内容、待機したときの補償であったりする部分については把握してございません。

今回のその部分については、スキー場の収支の中には入っていないというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応ですね、あともう一つ。この支援方法。

どのような考えで、過去3年間の平均という数字はどういうふうにして出てきたんですかね。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 この算出の仕方でございますが、各年度によりまして、降雪が多い年と少ない年という部分がございますので、その平準化を図りまして、本年度の収支の差額で支援するというふうに考えてございます。売上げと経費の部分についての差額でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私らは、やはり実際に働きたいということで予定した人が、今回稼働していない中で収入がゼロだと。それらに対して何らかの措置がされるというふうに、通常考えるのではないかなというふうに思うんですよ。ところが、そっちのほうは入ってなくて、それはどうなるか分かりませんと。やはり本来は、本当に困っている人というのはそうじゃないんじゃないのかな、決して困ってないなんていう、私は考えありませんが、何かこの出し方というのが本当にどうなのかな。例えば、除雪の待機保証料、これは特殊作業員の6割ですよ。この基準として見たのが。だから、そういうような、何らかの根拠の裏付けがあって初めて、今回のこういうものというのは、支援というのはあるべきではないのかなというように、私はちょっと考え、何でこれが、そうなのかなというのが、ちょっと分かんないんですよ。

そしてこの後、例えば、今まで1億もの売上げがあつて、それがずっと年間の中で指定管理料を支払わないでやってきていただいているよと。そういうことであれば、もう少し状況を、やはり見ていくべきではないのかなというふうに私は考えるんですが、それらについてはどうなんでしょうかね。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えいたします。

この少雪対策にしても、コロナの対策にしても、全て万全を期して、全部できればいいんですが、正直言ってできません。

そういう中で、どういうふうなやり方が町でできる限度かなと、そう考えたときに、やはりこの3年間というのは、今、商工観光課長から答弁したとおりでございますけれども、いろい

ろな状況の中で少雪に対して影響を受けている部署もございます、先ほども、全て、スキー学校のことも言われましたし、商店街も、いろんなどころにあります。それらを全て町が補助をするということは、私はできないと思います。

そうした中で、どういうふうによったら、ある程度全般に及ぶような支援の仕方ができるのかということも検討して、このような考え方で町としては対応したいということで、今、説明させていただいたわけでありますけれども、スキー場そのものの事業の中でも、全部、何ていいますか、収支の中に入っていると、私も思いません。ですから、そういう中で、町として可能な限り、どこまでやれるかということの、ギリギリの線の中で町としては検討しておりますので、あとは指定管理者が、我々がこれだけ支援する中で、どれだけの努力でやれるかということも、期待する部分はあるんですが、そんなことで、いろんなどころに、確かに、あれはどうする、これはどうするというと、みんな、それは同感するところもあるんですが、なかなか現実的な対応としては厳しいと、そのような判断な中でできる限りの支援の在り方というもので、こういうことで提案をさせていただきました。計画しましたのでご理解をお願いしたいと思います。

なお、コロナウイルス等もまたありますので、今後また追加といたしますか、そういうことが必要かもしれません。そのときには、町としてもしっかりと、それなりの状況を踏まえた中で対応を考えていくものと、そのようにも私は考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私も、今、町長の話で、百歩譲ってですよ、本当にこの対応の仕方が、町民に本当に理解をされるのかなというのが、私は心配なんです。これ、三セク、第三セクターだけへの補助と。それも今までの、過去の実績を踏まえて、その分とあと今回の赤字の差を全て踏まえてというふうに、やはりなっているというのは、町民から見たら何だというふうに言われませんか。私はそういう心配があるんですよ。

だから何とか、ここのところをもう少し、説明がつくというか、今回、やはりそれがあるべきではないのかなというのが、私はちょっと、どんな方法だと言われると、私も今、こうでしょうああでしょうというのは持ち合わせていませんが、何かちょっと違うんではないのかなというふうに、私は少なくとも考えました。そこところはちょっと捉え方が違うと言われるかもしれないが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういうことで、特にスキー場の影響が大きいということで、第三セクターのことにしては特出しをしてこのようにやりました。しかし、スキー場に、この第三セクターの事業としてスキー場に支援するということは、またそれらに対する影響が大きいところで、ずっと影響を、これを支援することによって、やはり波及効果はあると思いますよ。

それからもう一つは、先ほども、利子の補給等も全額ということでやりましたから、これも商店街とか、その辺にも影響あると思います。そして、あとは、宿泊施設、これも大きな影響あります。

ですから、それらも含めて、宿泊された方には2,000円の支援をします。それも7月までの範囲を、一応考えていると。そしてまた、来られた方に対してのお土産品を買ったり、それからガソリンを入れられたときの補助もするというようなことで、そういう意味では、いろんなやり方の中で、町としては検討をしているところであります。きめ細かにやればもつともつとあると言われるかもしれませんが、私たちが町の事業としてやるためにはどうということなのかということを十分検討した中で、まだあるかもしれませんが、まだあるかもしれませんが、そういう意味では、議員の皆さんからも提案をいただきたいと思いますが、私どもも、これまでも、過去の例も踏まえた中で、今回はこういうやり方をしましょうということで計画しましたのでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は、やはり、過去の3か年間の平均というのは、それとの、そして今回の赤字の分を全部、その差額として補填をするというやり方は、やはりね。今回の、例えば、除雪待機保証料について、県なり、あとは町としても一生懸命頑張っ、そしてちょっと一つだけ、その前段に聞いておきたいんですが、私らも産業建設委員会で、ちょっと建設課のほうの説明を受けながら、除雪待機保証料のですね。そして何か、狭い町道をやっている業者さんは建設会社ではないんだけど、やはりそれは整理をして、そして2割3割程度になるかもしれないけれども、そういう保証料みたいなものを検討したいということだったの、今回、入っていないんですが、それはどうなりましたか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

高齢者除雪支援の方に細かな除雪路線を、高齢者除雪支援のついでといたしますか、その中でやっていただいている事例がございます。調べましたところ、3年間の過去を見ましたところ、

15名の方にやっていただいております、その方につきましては、過去の時間から待機保証の単価を掛けた金額で保証を考えております。今、試算しているところ、100万弱でございますが、その分の補正予算につきましては、今、町で持っている除雪事業の委託料、その中で、移しで対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 6番議員の従業員に対する措置というところを考えなかったのかという質問がありましたけれども、3ページにあります影響を内部で検討した際に、その分もあるというところで整理をしたところでございます。

しかしながら、従業員の方がそれぞれのスキー場全て時間キープで待機しているのか、または別なところで就労しているのか、そういったところを含めて、そこに絞って支援をするというやり方は、今回、これだけ雪が少ない中で営業しているスキー場の指定管理者として不十分だろうというような考え方がございました。その中で待機保証という形で賃金をスキー場が払えば、その分、収入と支払いの差の中で出てきますので、そういった支払いが行われれば町からの支払いの対象には、精算の対象にはなるというふうに考えたところでございます。

それから、それぞれの宿泊事業者だとか、ガソリンスタンドだとか、そういったところへの支援をどうすべきかというところを考慮した場合に、それらについては、やはり緊急的な経営の資金が足りなければ制度資金による融資であろうし、それから冬場落ち込んだ利用客の減少、宿泊客の減少を回復してもらうのには、3月、補正予算が成立してからでございますが、それ以降、夏場の間に何とか頑張っていただいて、減収の、幾らかでも取り戻していただきたい。併せて、ガソリンスタンド、お土産のほうにも流れるような仕組みという形で、今回構築したところでございます。

町長が申し上げましたように、全てが全て、満点の政策というのは難しいなというふうに感じましたが、そういう視点で今回、指定管理者への指定管理料の支出ということで案を作ったところでございます。今回の雪の少なさ、これはスキー場を持っている、所有している町としての責任、そこで営業をしてもらうスキー場の指定管理者に対して、今回の記録的な少雪、いわば少雪災害というふうに捉えて、3か年の経費の積算をして、その差額は町として、今回緊急的に指定管理料として指定管理者に支援をすると。こういう在り方が望ましいのではないかという結論に到ったところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、考え方は、先ほど来私も、これ大分見させていただいて分かり

ましたけれども、何ていうか、片方は、先ほど言ったように、確かに拘束をされていない人も  
いるとか、いろんな理屈はあるわけですけども、何割なんですよ、対応がされるのは。今回  
の指定管理者については、過去の3か年の実績ですから、その何割だったら、こういう整理  
をしたよということであれば理解できると思うんですよ。そして町民に言った場合も、いや、  
ここまでやらないと町の経済だってもう動かなくなっちゃうんだよというようなのあると思  
うんです。ただ、これをやはり、指定管理を受けたスキー場だけ100%なのという印象になる  
んじゃないですか。そういうふうな捉え方はしませんでしたか、町執行部として。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも説明したとおりでございますけれども、そういう意味合いを込めて、今、副町長  
も詳しく説明したところでございますけれども、私もそういう考えの中で、この少雪、災害と  
いうことで捉えて、そしていろんな波及効果も見定めた中で、十分とは思っていません、正直  
言って、十分できません。ですから、そういう中でどれだけやったら十分なのかは、議員の考  
えられること、私はちょっと分かりませんが、減収するところに全て補填はできませんので、  
そういう波及効果を見た中で、町としての対策を考えたということでご理解願いたいと思いま  
す。

先ほど、コロナウイルスの件もありましたから、また同じことを申し添えますが、これらに  
関してまた影響が出たときには、それはやはり町としてもう一回検討する必要があると、その  
ようには考えております。ですから、この雪の害もそうですが、これは決して、今度、スキ  
ー場との精算がございますので、その中で、精算した中で、これはやはり必要だとなれば、その  
中で精算することも可能だと思いますので、そういう考え方の中で、そうすれば、この少雪災  
害といいますか、この対策に関しては、町として対応していきたいと思っておりますのでご理解を願  
いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番議員、いいですか。

○6番 渡部訓正議員 一応、今までの、答弁がそういうふうに行われているということは理解  
をしました。

○室井嘉吉議長 次、ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 大半は渡部議員と同じ考えなんですけれども、支援の仕方はいろいろ  
あると思うんです。例えば、少雪です、雪がなかったら雪を運べば、業者さんも使う、燃料、

当然ガソリンスタンドも潤う、そういう支援の仕方だってありますよね。ただお金でやるんじゃないかと。

もう一つは、例えば、この4スキー場の中の3スキー場、同列ですよ、その中でワーキングシェアをアドバイスするとか、そういう支援というのは行わなかったかどうか、お聞きしたいです。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

一つの、指定管理料の支払いという部分と、今、議員のおただしのあった少雪の支援の仕方ということで、雪不足で、ロッジの周りであったり、スキー場のリフトまで行けないというような部分につきましては、直営の除雪の作業員で雪を運んで、やったというようなことは、本年度ございました。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、2番議員の質問でありますけれども、雪も運びました。運ぶ雪がありませんでした。でも、できる限りのことはやりました。

そしてワーキングシェア、会社の中では、これも全て、及ぶようなことはなかったかと思いますが、それぞれの中で配置をして、そして、対応はしたというような報告も聞いています。南郷スキー場は、雪はないけれども食堂は営業したとか、そういうことは、やっていることは、企業として努力したということはあると思いますが、それが全てしっかりやれたのかといえば、そこまではやはり、ちょっと厳しかったのかなと、そのようには認識しております。

ですから、できる限りの、このような状況の中で努力はしてもらったのかなと、そのようには思っているところであります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 できるならば、やはりこういうことに、対策ですから。やはり、どういふことをやったかというの、私たち議員に教えてもらえないと、いや、やってます、けれども議員は分からないでは、やはり私たちが住民に説明できません。ぜひそこら辺も、こういうことに載せていただきたいと思います。

あと、もう一つ。除雪関係の従事者に対する支援というのは、どういう考えがあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

除雪事業者への支援というようなことだと思いますが、除雪事業者の方につきましては、年頭当初に、待機保証も含めた契約をしておりますので、待機保証の額、例えば、今、機械の貸出しであれば、一月、1月2月であれば40万6,800円、この金額に満たない場合にはその金額をお支払いするというようなことで、待機保証の部分で補填をしておりますのでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

情報の提供でありますけれども、私どもも精一杯やりたいと思います。漏れた分はあろうかと思いますが、皆さん方にもぜひ、その点をご理解願いたいと思いますし、そしてまた、これだけの少雪ですから、議員の皆さん方も調査されたと思います。そういう中で、やはりしっかり調査、逆に、していただいた中で、私たちにも情報をいただきたいと思いますので、お互い連携してやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、町長が、調査した状況を私たちも欲しいということで、1点、お知らせします。

今、建設課長が、待機保証、人件費で40万見てると言われました。ところが、活動すると、そこから委託料、1時間1万3,000円か1万4,000円引かれます。そうすると、1日6時間出ると5日出るとそこに満たしてしまうんです。あと25日は保証されないんです。やはりこういう待機保証のやり方は、私は見直したほうがいいと思うんですけれども、ぜひそこら辺の検討もよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今の、待機保証の部分につきましては、平成27年度に一度、県に倣って保証をしました。それですと、シーズン終わってからの精算になってしまいますので、その後町として検討を加えた結果、28、29、30と今の形の、前段の形ですね、やってきておりました、今年度のスタートの際も、除雪事業者の方と何度か、検討を加えながら、今、この制度にしております。当然、夏の間業者さんと何度か検討の機会を、例年持っておりますので、そういった事業者の、直接声を聞きながら検討をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、今現在、機械の保証なんかも入れた制度にしておりまして、毎年コロコロ変わるというのが本当に業者さんにとっていいのかどうか、その辺も含めて検討していきたいと



いうふうに考えております。

以上です。

〔「はい、了承しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。ほかにございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 8ページの観光誘客宿泊等助成事業なんですけど、泊まった人には1人2,000円で、スタンドなり小売店なりのクーポンが2,000円ということで、1人4,000円の割引券というか、割り引くということで、かなりの割引額になると思うんです。これ、3,000人対象ということで、1,348万2,000円の予算で、1,200万使うんですよね、両方で。148万2,000円が事務費とか何か、諸経費だと思うんですけども、PRのほうは、すごい割引なんで、人気が出ると思うんですが、いろんなPRの方法はあると思うんですが、どんなふうに、これから。3月なので、結構間近なんですけど、どんなふうに考えるのか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

今ほど言われました、広告の仕方でございますが、観光物産協会等と協議いたしまして、ウェブ上であったり、インスタグラム等々のIT関連の情報でPRしたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ぜひ、これ、起爆剤とよく言われるんですけども、起爆剤になるぐらいの、別な、少雪でこういう対策が出たんですけども、夏に向けての、注目を浴びるぐらいの話なのかなと思うんで、しっかりPR、SNSなり使って、今、はやりなんで、見ている人は多いので、ぜひやっていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番議員、それでいいですか。

○1番 五十嵐芳道議員 はい、いいです。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 制度を作ってどう動かすのか、それが効果があるように、どうすべきかという、非常に重要な提案だと思っております。

運用については、観光物産協会の手を借りないとなかなかできないということでございますので、PR、それから周知、そういったものに工夫を凝らして、せっかく作った経済起爆対策が有効に活用されるように、関係団体と連携をとって進めてまいりたいと、このように思っております。

おります。

〔「はい、了承しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 あと、ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで少雪経済対策について終わります。

町長からの協議議題は全て終了をいたしました。

ここで、私のほうから、本日の冒頭、町長の挨拶にもありましたように、新型コロナウイルスに関わって、まず当局のほうは、早急に対策本部を設置して対応をしていくと、こういうお話がございました。

学校関係についての話について、皆さんもいろいろ、どうなんだべなどと、こんなような思いを持っていると思います。現時点における状況について、ただいまより、教育長より発言を許しますので、一つよろしく、その辺の今日的な状況についてお知らせをお願いします。

教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから、コロナウイルスへの学校の対応ということで若干ご説明をさせていただきます。

この間、各学校のほうには、国や県の通知をもとにして対策に万全を尽くすようにというお願いをしているところであります。

また私のほうも若干、今日、朝起きたら、ちょっと風邪気味だったもんですから、大変申し訳ないですけども、マスク着用で臨ませていただきました。ご説明というので、短時間に説明いたしますので、マスクなしでご説明したいと思います。

町長のご挨拶にもありましたとおり、昨日、首相のほうから、3月2日から春休みまで、全国の小・中学校、高校及び特別支援学校を休校にしてほしいという要請がなされました。それにつきまして、町としての対応としましては、県教育委員会のほうからもこれに準じた指導が各町村になされるかなというふうに考えておりましたので、その対応策をもちまして町の対応を検討していこうかなというふうに考えておりますが、現時点で、県のほうからの対応策は届いておりません。

そのような中ですので、3月2日というニュースが流れましたから、保護者の皆さんの中には、3月2日から学校が休校になってしまうということで心配されている方がいらっしゃると思いますので、今日早速、3月2日からは休校しないと、早くても3月4日以降になるだろうというお知らせを、学校を通して各保護者の方には通知していただくようお願いしたとこ

ろであります。

また、本日、急ではありますが、夕方から臨時の教育委員会並びに臨時の校長会を合同で開催しまして、そこで今後の対応等について協議をしていくというふうに考えております。

また、対応の中では、心配されています卒業式や入学式、並びに修学旅行ですか、それらについても、ある程度、一定のめどをもちまして対応していこうかなというふうに考えておりますが、何せ、事態が急変して、どんどんどんどんと変わっている状況でありますから、臨機応変に対応を教育委員会としても取っていききたいなというふうに思いますので、皆様には、どうぞご理解と、またご協力、ご支援のほど、今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

○室井嘉吉議長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして終わります。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 全員協議会は以上をもちまして終了といたします。

閉会 午後 2時23分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉